

令和 6 年度第 18 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 1 月 24 日

担当部・課：建設部 住宅課 [内線 5758]

① 件 名				
空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う石巻市空家等の適切な管理に関する条例の整理について				
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）				
<p>【背景】 使用目的のない空き家は、大きく増加しており、今後も増加が見込まれる中で、周囲に悪影響を及ぼす前の空き家の有効活用や適正な管理を推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が、令和 5 年 1 月 13 日に施行された。</p> <p>【目的】 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、石巻市空家等の適切な管理に関する条例の整理を行うもの</p>				
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性				
<p>【根拠法令】 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号） 石巻市空家等の適切な管理に関する条例（令和 2 年石巻市条例第 16 号） 石巻市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（令和 2 年石巻市規則第 46 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 3 節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 4 空き家対策を推進する。</p>				
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）				
令和 5 年 1 月 2 日 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行				
⑤ 主な内容				
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用条文の整理を行う。 石巻市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正</p> <table border="1" data-bbox="220 1541 1362 1895"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 1541 791 1599">改 正</th> <th data-bbox="791 1541 1362 1599">現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 1599 791 1895"> （空家等対策計画） 第 6 条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。 2・3 （略） </td> <td data-bbox="791 1599 1362 1895"> （空家等対策計画） 第 6 条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。 2・3 （略） </td> </tr> </tbody> </table>	改 正	現 行	（空家等対策計画） 第 6 条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。 2・3 （略）	（空家等対策計画） 第 6 条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。 2・3 （略）
改 正	現 行			
（空家等対策計画） 第 6 条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。 2・3 （略）	（空家等対策計画） 第 6 条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。 2・3 （略）			
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）				
<p>【影響・効果】 関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。</p>				

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、他自治体においても同様の改正が行われている。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和7年4月1日）
⑨ その他